

○工事等の入札回数及び入札不調に係る随意契約の取扱いについて

平成11年3月30日

管理者決裁

第1 再度入札の回数について

工事等(札幌市水道局工事施行規程(平成4年水道局規程第10号)第2条第3号に定める工事等をいう。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)において、開札をして落札者がいないときに引き続いて執行する入札(以下「再度入札」という。)の回数は、原則として2回を限度とする。

第2 入札不調に係る随意契約について

1 随意契約の執行の決定

2回目の再度入札において落札者がいないときは、指名替え等をして改めて入札を行うことを原則とする。ただし、当該入札における最低入札金額(最低制限価格を設けたときは、最低制限価格未満の入札金額を除く。)と予定価格の間差が概ね10%以内であり、工期等の事情により特に必要と認められるときは、地方公営企業法施行令(昭和24年政令第403号)第21条の13第1項第8号の規定により、随意契約によることができるものとする。この場合、予定価格は入札における予定価格と同一とし、予定価格調書の作成を省略することができるものとする。

2 見積書を徴する者の決定

上記1により随意契約を行うため見積書を徴するときは、2回目の再度入札の入札者(最低制限価格未満の入札金額を提示した者を除く。)のうち入札価格と予定価格との間差が概ね10%以内で見積書の提出を希望する者から見積書を徴するものとする。

3 契約の相手方の決定

上記1により見積書を徴したときは、予定価格の制限の範囲内で最低金額の見積書を提出したものを契約の相手方とする。

4 見積経過の報告

上記1により随意契約を締結したときは、契約事務を担当する課長にその旨を報告するものとする。

附 則

この取扱いは、平成11年4月1日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この取扱いは、平成17年3月28日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、令和6年4月1日から適用する。